

## 主要木材の入荷量等の概要

(単位：千㎡、%) (括弧内は前年比又は前年同期比)

|                 | 国産材丸太           |                | 輸入丸太           | 輸入製材品          | 合板             | 構造用集成材         |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 製材用             | 合板用            |                |                |                |                |
| 26年計 (実績)       | 12,211<br>(101) | 3,191<br>(106) | 4,086<br>(91)  | 6,430<br>(84)  | 6,297<br>(97)  | 2,137<br>(95)  |
| 27年第1四半期<br>実績  | 2,989<br>(96)   | 819<br>(110)   | 824<br>(67)    | 1,454<br>(88)  | 1,484<br>(90)  | 468<br>(83)    |
| 27年第2四半期<br>実績  | 2,956<br>(95)   | 844<br>(97)    | 878<br>(79)    | 1,599<br>(89)  | 1,375<br>(82)  | 508<br>(90)    |
| 27年第3四半期<br>実績  | 2,747<br>(97)   | 782<br>(104)   | 755<br>(88)    | 1,532<br>(97)  | 1,345<br>(91)  | 545<br>(109)   |
| 27年第4四半期<br>実績  | 3,143<br>(100)  | 913<br>(111)   | 885<br>(100)   | 1,547<br>(111) | 1,451<br>(97)  | 509<br>(101)   |
| 27年計 (実績)       | 11,835<br>(97)  | 3,358<br>(105) | 3,343<br>(82)  | 6,132<br>(95)  | 5,656<br>(90)  | 2,030<br>(95)  |
| 28年第1四半期<br>実績  | 3,079<br>(103)  | 877<br>(107)   | 992<br>(120)   | 1,600<br>(110) | 1,459<br>(98)  | 499<br>(107)   |
| 28年第2四半期<br>見込み | 3,100<br>(105)  | 880<br>(104)   | 905<br>(103)   | 1,639<br>(103) | 1,445<br>(105) | 545<br>(107)   |
| 28年第3四半期<br>見通し | 3,200<br>(117)  | 840<br>(107)   | 850<br>(113)   | 1,509<br>(99)  | 1,450<br>(108) | 525<br>(96)    |
| 28年第4四半期<br>見通し | 3,200<br>(102)  | 890<br>(98)    | 890<br>(101)   | 1,433<br>(93)  | 1,480<br>(102) | 505<br>(99)    |
| 28年計 (見通し)      | 12,579<br>(106) | 3,487<br>(104) | 3,637<br>(109) | 6,181<br>(101) | 5,834<br>(103) | 2,074<br>(102) |

## I 見通しの要点

(1) 平成28年第3四半期(7～9月)

林野庁は、平成28年6月20日「木材需給会議」を開催し、「主要木材の需給見通し」を策定・公表した。

## ■「主要木材の需給見通し」(平成28年第3四半期及び第4四半期)について

の需要は、国産材製材用丸太、国産材合板用丸太、輸入丸太、合板は前年同期比、増加する一方、輸入製材品、構造用集成材は前年同期比、減少の見通し。

(2) 平成28年第4四半期(10～12月)の需要は、国産材製材用丸太、合板は前年同期比、増加する一方、輸入丸太、構造用集成材は前年同期とほぼ同じ、国産材合板用丸太、輸入製材品は前年同期比、減少の見通し。

(3) 平成28年度の新設住宅着工戸数は、



発行所

一般社団法人  
全日本木材市場連盟  
編集・発行人 小合信也  
東京都文京区後楽 1-7-12  
〒112-0004 林友ビル6階  
電話 03(3818)2906  
FAX 03(3818)2907  
毎月1回1日発行  
定価・年3,000円  
(会員は会費に含まれています。)

景気の緩やかな持ち直しを反映して前年度比、増加が見込まれる。

## II 木材需給会議の意見等の概要

1. 経済情勢 実質GDP成長率は、平成28年度は0.9%、平成29年度は1.0%となる見通し。前回の予測値1.0%、-0.3%よりやや大きめに変更、これは消費税増税引き延ばしが公表され、駆け込み需要及びその反動による影響が見込まれなくなり、見通しを修正。世界的に景気がゆるやかな上昇傾向にあり、これに即して日本経済においても緩やかに成長する見通し。

2. 住宅着工 平成27年度の新設住宅着工戸数は、全体で約921千戸(前年同期比104.6%)、持家が約284千戸(同102.2%)、貸家が約384千戸(同107.1%)、分譲一戸建が約126千戸(同101.6%)、分譲マンションが約118千戸(同107.5%)。分譲マンションが前年から8千戸超の増加。平成28年度の新設住宅着工戸数(見通し)は、対前年比102.2%の941千戸と想定。平成29年度の

新設住宅着工戸数(見通し)は、対前年比99.2%の933千戸と想定。

3. 木材輸出動向 平成28年1～4月累計の木材輸出額は、約72億円(前年同期比98.7%)と減少。品目別には、丸太約25億円(同85.7%、構成比35%)、製材品約11億円(同92.5%、同15%)、合板約14億円(同151.9%、同20%)等、合板が大きく伸びている。国別には、中国約25億円(同112.6%、構成比35%)、韓国約11億円(同69.2%、同15%)、フィリピン約16億円(同154.2%、同22%)、台湾約5億円(同71.9%、同8%)等。

4. 主要木材需給動向

(1) 国産材(需要(工場入荷))

①製材用丸太 国産材原木の出荷は、熊本地震以外に豪雨等の影響もなく順調、大きな動きはなく価格も現状程度で推移と見られる。今後、平成28年第3四半期は前年同期比で増加、第4四半期は前年並みの見通し。

②合板用丸太 住宅着工が徐々に回復、非構造用合板における国産材合板の需要が拡大していることから、平成28年第3四半期までは前年比で増加、第4四半期は前年比ではやや減少の見通し。

## (2) 米材

①丸太 需要は、公共事業による国産材のプレカット需要が高まるとみられ、第3四半期は第2四半期より減少も、産地港頭在庫の増加等が輸入量に影響し、第4四半期は第3四半期より増加と見られる。前年比では第3、第4四半期ともに増加の見通し。供給は、第3四半期は山火事の時期で第2四半期より減少、第4四半期は需要期で伐採状況も改善されると予想され、第3四半期より増加と見られる。前年比では第3四半期は増加、第4四半期は前年並みの見通し。

②製材品 需要は、製品価格が下がりつつあり、荷動きが出てきて、第3四半期は前年比で増加、第4四半期は第3四半期と同程度で推移し前年比減少の見通し。供給は、第3四半期は秋需に向け第2四半期より増加も、消費税増税延期も踏まえ、前年比では第3、第4四半期とも前年並みの見通し。

(3) 欧州材 (製材品供給) ラミナ価格の上昇から入荷調整の可能性があり、第3、第4四半期とも前年比減少見通し。

(4) 南洋材

①丸太 製材向けの需要は、供給が遅れ、第3四半期は減少する可能性も、需要に大きな振れはなく第4四半期は前年並みの見通し。合板向けの需要は、伐採規制のかかっているサラワク州からサバ州に原木供給元がシフトしつつあり、第2四半期から第4四半期にかけて前年比増加の見通し。供給は、伐採税の手続き変更による混乱もあり供給量の回復は見込めず第3四半期は前年比増加するものの例年同期比較で減少し、第4四半期は前年比減少の見通し。

②製材品 需要は3月の出荷量が大きかった反動で4月が少なく、第2四半期は前回予測より減少見込みも、第3、第4四半期は供給に見合った需要となる見通し。供給は輸出梱包材の需要先の鉄鋼メーカーの不振により低迷が続く、第3、第4四半期とも前年比減少の見通し。

(5) 北洋材

①丸太 需要は国内製材工場が低水準で、第3、第4四半期は出材状況も期待できず前年より減少の見通し。供給は、カナダ材価格が低下している影響からロシア材の引き合いが弱まり第2四半期は減少の見込みも、第3四半期は北米が山火事で出材が減ることからロシア材の引き合い強まり前年比増加、第4四半期は端境期となるため減少する見通し。

②製材品 (供給) 第1四半期の成約分が生産遅れで入ってきているため第3四半期は前年比増加の見込みも、現地の集

材が下級材市場の低迷のため低調、第4四半期は前年より減少の見通し。

(6) ニュージーランド・チリ材

①丸太 需要は、製品価格の低迷と原材料費高騰から、第3、第4四半期とも前年より減少の見通し。供給は、第1四半期は荷動きが良く前回予測より増加も、第2四半期は現地価格が値上がりし、減少の見込みで、第3、第4四半期は大きな変動なく、前年比、第3、第4四半期ともに増加の見通し。

②製材品 需要は第3四、第4四半期とも前年並みの見通し。供給は梱包材需要の低迷により発注数量を絞ったため、第2四半期は減少の見込みも、第3四半期は在庫調整がつき回復し、第4四半期も需要回復に期待し前年比増加の見通し。

(7) 合板

①国内製造 需要は、熊本地震による復興需要と低金利による住宅需要が出てくると考えられ、第3四半期、第4四半期とも前年比増加の見通し。供給は、住宅着工が徐々に回復していること、型枠用やフロア台板等において国産合板の需要が拡大していることから、第3、第4四半期とも前年比増加の見通し。

②輸入 需要は、型枠用や構造用が中心のマレーシア産合板の需要は落ち込みが継続すると思われる、フローリング台板や薄物・中厚物合板が主体のインドネシア産合板は堅調な需要が続くと考えられ、第3、第4四半期ともにほぼ前年並みの需要量の見通し。供給は、第1四半期は価格が下落し港頭在庫の調整のため輸入量が前回予測より減少し、第2、第3四半期も現地の断食月等の影響もあり回復

はあまり見込めず、第4四半期は市場が回復し第3四半期より増加するとみられる。前年比では第3、第4四半期ともや増加の見通し

(8) 構造用集成材 (供給)

①国内製造 需要はあるが、原料不足で9月までこの状況が続くと見られ、供給量は増加せず第3、第4四半期とも前年並みの見通し。

②輸入 第3四半期は現地が夏休みで、第4四半期も冬場は成約量が限られ伸び悩むとみられ、前年比減少の見通し。

「日本再興戦略2016」閣議決定

平成28年6月2日に「日本再興戦略2016」が閣議決定された。

林業の成長産業化として、

①新たな木材需要の創出

・新国立競技場において国産材を積極利用するなど、住宅分野に加え、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進。このため、CLT (直交集成板)、木質系耐火部材などの新たな木材製品の活用に向け、本年4月までに整備した建築基準法 (昭和25年法律第201号) に基づく告示を踏まえ、CLTの建築材料としての普及促進を進めるとともに、各地の工務店をはじめ実務者が取り組みやすい設計・施工ノウハウの普及、木造建築に強い人材の育成、新たな木材製品の生産体制の充実と耐震性能の実証を含めた更なる研究開発の推進等に取り組む。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号) の見直しを含め、これま

で木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討。あわせて、木質バイオマスの利用促進や、セルロースナノファイバー (鋼鉄と同等の強さを持つ一方で、重量は5分の1という特徴をもつ超微細植物結晶繊維) の国際標準化・製品化に向けた研究開発、木材の約3割を占める成分であるリグニンをを用いた高付加価値製品の研究開発を進める。

②原木の安定供給体制の構築

・国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報 (G空間情報) とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備 (花粉症ゼロ社会) を目指した花粉の少ない森林への転換を含む。を推進。その際、森林法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第44号) により、市町村による林地台帳の整備や、共有者の一部が所在不明であっても共有林の伐採を可能とする等の措置が講じられたところであり、これらの措置の周知・活用により、森林施業の集約化を加速。あわせて、大規模製材・合板工場等が、大ロットの原木を適時適切に調達できるよう、供給サイド (川上) と流通・加工サイド (川中・川下) を直結する情報共有の取組を推進。製材・合板工場や木質バイオマス利用施設を中心に、川上から川下までの事業者がバリエーションでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」を全国に十数か所、モデル的に選定



## ■組織委員会木材調達基準等説明会開催

し、重点的に育成。

平成28年7月27日（水）東京都新木場

木材会館において、東京オリンピック・パラリンピック競技組織委員会の担当者による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」等についての説明会が開催された。概略以下の通り。本年6月13日に公表された調達基準については、①合法性②中長期計画・方針に基づく③生態系保全④先住民・地域住民への配慮⑤労働者の安全対策という要件が求められ、認証材については、原則認めることとなっている（全市連時報28年7月号（第699号）参照）。認証材以外について、上記①～⑤に関する確認の証明方法が示された。①については、「合法証明ガイドライン」に準拠して証明。②～⑤については、森林所有者、森林組合又は素材生産業者等、輸入業者が確認し、書面に記録。具体的には、②森林経営計画等の認定、独自の計画等に基づく管理経営の確認③希少な動植物の保全への考慮の確認



（組織委員会説明会の様子）

## ■平成28年度合法木材供給事業者認定団体研修会開催

④先住民・地域住民の苦情・要請への対応の確認⑤安全衛生教育・装備の確認。各事業者は、直近の納入先に對し、確認の証明書を交付。各事業者は、関係書類を5年間保存。

なお、確認結果記録書面様式例及び証明書様式例は、全市連ホームページ「会員掲示板」に掲載してあります。

平成28年7月7日（木）東京都新木場

木材会館において、全木連主催の合法木材供給事業者認定団体研修会が開催された。研修会には、関係者総数161名が参加し、全木連森田一行常務及び、稲本龍生林野庁木材貿易対策室長が講演された。

### I 「合法木材供給の仕組みと現状」（全木連森田一行常務）

1. なぜ違法伐採問題に取り組むのか？
- (1) 違法伐採問題の背景 熱帯林の急激な減少、劣化 (2) 違法伐採問題とクリアランスを生かす ①違法伐採とは一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが、貧困、政府の腐敗等背景は複雑。②違法伐採の我が国への影響（日本の木材価格の低下）。③違法に伐採された木材は使用しない!!」グリーン購入法
2. 合法木材供給事業者取組の概要
- (1) 林野庁ガイドラインと認定事業者の意義 ①森林認証とCOC認証を活用した方法②業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法③個別企業による自主的な証明方法

(2) 注目される業界団体認証方式 低コスト・効率的

(3) 認定・合法木材供給の状況 認定団体151 認定事業者12,315

(4) 合法性が証明された木材・木製品の位置づけ 一定の供給体制が整備、利用価値が高まってきた、団体認定の仕組みは発電用木質バイオマスのガイドラインでも活用

3. 林野庁合法木材ガイドラインと分別管理・文書管理責任者の役割

(1) 事業者認定の際の条件①分別管理②帳票管理③責任者の選任

(2) 認定企業の責任者の役割（ア分別管理、イ書類管理、ウ証明書の発行）

4. 違法伐採対策を巡る最近の動き

(1) 自民党林政小委での議論 違法伐採対策の一層の強化

(2) 見直しに当たっての論点（ア合法木材の利用拡大、イ「合法性」の定義の明確化、ウ合法木材の供給体制、エグリーン購入法等との関係）

(3) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

5. 新たな市場への挑戦！

(1) 日本の木材需要量（用材）の推移

(2) 日本の輸入先別の木材輸入の推移

(3) 住宅着工数の推移 (4) 新築建築物の木造化の状況 (5) 非木造から木造への転換 公共建築物木材利用促進法

(6) 木材を優先する社会に向けた挑戦 公共から民間需要へ、住宅から非住宅へ

6. そして、2020年…

(3) 緑の循環認証会議（SGEC）

(4) SGEC認証の状況 (5) FSC認証の状況 (6) PEFC認証の状況

(7) 持続可能な社会 持続可能性の導入 (8) 何が求められているのか 「責任ある人ななチェック（デュー・デリ

ジェンス）」の実行 (9) 持続可能性に配慮した木材の調達基準①対象は組織委員会

の施設整備で使われる製材・集成材等、コンクリート型枠合板、家具用木材②持続可能性の観点から原木生産国の法規等に照らし手続きが適切になされたものイ中長期的な計画・方針に基づき

管理経営されている森林ウ生態系の保全に配慮エ先住民や地域住民の権利に配慮エ労働者の安全対策が適切に取られていること③認証材は原則認める④認証材でない場合、②のアからエについて

デュー・デリジェンスの実施⑤国産材を優先的に選択するよう努める。

II 「合法伐採木材等の流通及び利用の推進に関する法律」（グリーンウッド

法）の経緯と今後の方向について（稲本龍生林野庁木材貿易対策室長）

1. 合法伐採木材等の流通及び利用の推進に関する法律

(1) 定義①木材等 「木材及び木材を加

工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等」②合法伐採木材等 「我が国又は原産国の法令に適合して伐採された

樹木を材料とする木材及び当該木材を加

工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等」

(2) 事業者の責務等①事業者は「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない

い」②木材関連事業者とは、「木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業」③登録木材関連事業者「合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる」2. 違法伐採に関する最近の取組の経緯と海外の動き①2005年グリーンイギリス・サミット（英国）政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置導入を宣言②2006年合法性証明のためのガイドライン グリーン購入法の特定調達資の要件に③欧米における法律の制定 2008年米レイシー法、2013年EU木材規則等④NGO等による違法伐採対策法制化の働き掛け⑤2016年合法伐採木材流通利用促進法 対象を民間に拡大、供給者、需要者側も対象に

3. 合法伐採木材流通利用促進法による地球環境の保全への貢献

4. 違法伐採の現状と課題

（1）違法伐採とは何か①定義、考え方一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採（国際的に合意された定義はない）イ違法伐採に該当するケースウ違法伐採が引き起こす問題②発生事例③違法伐採問題の特徴、留意点 内政干渉にならないように、サプライチェーンの関係悪化させないように

（2）我が国における経過①国際的な背景（G8サミット、APEC）②与党に

おける議論③国内における対策④グリーン購入法の活用⑤グリーン購入法基本方針における規定 合板型枠ア間伐材、端材等の残材、林地残材又は小径木の体積割合が10%以上あり、かつ、それ以外の原料の原木は、法令に照らし手続きが適切にされたものであること等⑥国際的な対応ア二国間の取組 インドネシア、中国 イ多国間の取組 ITTOプロジェクトへの拠出等、APEC違法伐採及び関連する貿易専門家会合への参画

（3）海外の動向①デュー・デシリジェンスとは 実施例ア 木材・木製品の情報確認、イ リスク評価の実施、ウ 最終判断②米国レイシー法③EU木材規則の概要

（4）今後の課題①内外無差別原則に配慮しつつ過度な負担を避けつつ違法伐採対策の強化②民需においても合法木材の利用の拡大を図る③欧米等の取組の実績、効果等を検証・分析し良いものを取り入れる④関係府省の連携強化、一層の実効性確保を図る。

Ⅲ 質疑

・これまで認定の対象となっていない事業者はどうしたらよいのか。・第三国經由の場合、産地まで遡れない。・現行の認定団体の役割。・情報管理は、だれが行うのか。・登録実施機関の要件。・登録料金。

・認定団体の代理証明の可否。・10年間ガイドラインに沿ってやってきたが、新法によりどう変わるのか。来年5月施行以降何が、どう変わるのか。・努力義務は、どういいうことがあるのか。・ガイドラインも継続する中、新法による登録のメリット。・三種類の証明が混在、差をつけるのか。

## ■「木材アドバイザー」資格の更新についてのお知らせ

（一社）全日本木材市場連盟では、7年前から木材アドバイザー養成研修を実施し、試験合格者を「木材アドバイザー」として認定しています。この認定の有効期間は認定の日から5年となっております。平成23年度に研修を受講され認定された方々については、平成29年3月31日までが有効期限（更新されない場合は、失効）となっております。更新を希望の方は、以下により更新の手続きを進めて頂きますようご案内申し上げます。

### 1 「木材アドバイザー」認定の更新手続き

- ①更新申請書類（当連盟HPに掲載・含む更新時レポート）に必要事項等を入力し、
- ②直近6か月以内の顔写真（電子媒体または証明写真）と共に、ご送付いただくとともに、
- ③更新手数料（2,000円 振込手数料は別途本人負担）を指定口座に御入金ください。
- ④なお、下記研修会・講演会等を受講された場合は、更新時レポートの提出に代得ることができます。

### 2 更新書類・資料提出、手数料入金確認後、新たな「木材アドバイザー証」（5年間有効）を作成・送付させていただきます（送付時期は、平成29年3月を予定）。

### 3 申請書の提出先 〒112-0000

4 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル6階

（二社）全日本木材市場連盟  
電子媒体の送付先アドレス  
zenichi22@gmail.com

### 4 更新手数料の入金先

三菱東京UFJ銀行 春日町支店  
（普通）0805538  
口座名義人 シヤ）ゼンニホンモクザイ  
イチバレンメイ

### 5 更新手続きの期限

平成28年12月15日（木）までに（必着）、当連盟事務局に更新書類・資料の提出、手数料の御入金をお済ませください。

### 6 更新時レポートについて

レポートの内容としては、木材アドバイザー資格活用事例、木材アドバイザー養成研修で得た知識を業務で活かした経験の感想等を簡易なレポート（400字詰原稿用紙1〜2枚）にまとめて提出してください。ただし、7の研修会・講演会等に御出席の方については、これを免除します。

### 7 更新時レポートの提出が免除となる研修会・講演会等

①合法木材研修会 全市連実施分・平成28年10月頃開催予定（東京都文京区後楽）及び参加可能な各県木連実施合法木材研修会

②平成28年度木材利用推進「全国会議」の内、講演会

③今後開催される研修会・講演会等でレポートの提出が免除の対象となるものがあれば「全市連HP」の「木材アドバイザー」の「もくアド資格更新」の欄に掲載致します。





# 暑中お見舞い申し上げます



(このたびの熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
被災地の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。)

## 株式会社東海木材相互市場

代表取締役社長 **鈴木 和 雄**

本 社

〒456-0033 名古屋市熱田区花表町21-1

電 話 052-881-1551

F A X 052-881-3082

E-mail info@kirakuninet.com

http://www.kirakuninet.com

西部市場 市日 毎週火曜日

〒490-1444 愛知県海部郡飛島村木場1-17

TEL 0567-55-0155 FAX 0567-55-2538

大口市場 市日 毎週金曜日

〒480-0121 愛知県丹羽郡大口町河北2-2

TEL 0587-95-1101 FAX 0587-95-1105

サテライト美並

〒501-4101 岐阜県郡上市美並町上田字小倉塚2516番1

TEL 0575-79-5055 FAX 0575-79-5060

サテライト名倉

〒441-2432 愛知県北設楽郡設楽町東納庫ムカイ山16番

TEL 0536-63-3456 FAX 0536-63-3535

飛騨匠工場

〒506-0035 岐阜県高山市新宮町112番地B

TEL 0577-36-5439 FAX 0577-36-5939

## 東京木材市場株式会社

代表取締役社長 **市 川 英 治**

代表取締役専務 **村 井 宏 次**

本 社・市場

〒136-0082 東京都江東区新木場2-1-8

T E L 03-3521-7111 (代表)

F A X 03-3521-7115

市 日 毎週木曜日

T E L 03-3521-7121 (市売)

http://www.tomoku-ichiba.co.jp

越谷センター

〒343-0844 埼玉県越谷市大間野町1-130

T E L 048-989-0171

F A X 048-989-0174

## 東京木材市場協会

会 長 市 川 英 治

### 新東京木材商業協同組合

理事長 **内田 鉄夫**

〒171-0044

豊島区千早一〇一三

電 話 〇三―三九五九―七八二一

F A X 〇三―三九五八―三五九二

### 東京新宿木材市場株式会社

代表取締役社長 **萩原 友隆**

〒156-0057

世田谷区上北沢五―三七―一八

電 話 〇三―三三〇四―五三一五

F A X 〇三―三三〇四―四三一五

### 東京中央木材市場株式会社

代表取締役社長 **飯島 義雄**

〒279-0032

浦安市千鳥一三

電 話 〇四七―三五五―〇〇〇一

F A X 〇四七―三五五―一三三三

### 丸宇木材市売株式会社

代表取締役社長 **押本 雅壽**

〒136-0071

江東区亀戸六―五七―一九

電 話 〇三―三六九〇―四一八四

F A X 〇三―五六二八―三七二二

### 株式会社東京第一木材市場

代表取締役社長 **大島 誠**

〒300-0873

茨城県土浦市荒川沖町

南区一―一三

電 話 〇二九―八四二―九八八一

F A X 〇二九―八四二―九八六二

### 東京木材市場株式会社

代表取締役社長 **市川 英治**

〒136-0082

江東区新木場二―一―八

電 話 〇三―三五二―七一五

F A X 〇三―三五二―七一五

### 株式会社東京木材相互市場

代表取締役社長 **西村 考広**

〒179-0081

練馬区北町六―三二―三六

電 話 〇三―三三九三―四二一八

F A X 〇三―三三九三―四二二六

### 東京木材市場協会 事務局

〒112-0004

東京都文京区後楽一―七―一二

電 話 〇三―三八一―八二九〇

F A X 〇三―三八一―八二九〇

(一般社団法人全日本木材市場連盟内)

## 株式会社 大阪木材相互市場

代表取締役社長 花 尻 忠 夫

定例市日

第二・第四 火曜日

月二回

〒552-0013 大阪市港区福崎一―二―一

電 話 ○六一六五七四―一一三一  
F A X ○六一六五七四―七五四四

## 株式会社 関西木材市場

代表取締役会長 久 我 一 郎

代表取締役社長 久 我 四 郎

開催日

8月26日(金) 9月8日(木)・29日(木)

各市 午前10時より開市

〒559-0031 大阪市住之江区南港東一―二―一〇

電 話 ○六一六六二―一一五一 (代表)  
F A X ○六一六六二―一一五二

## 千葉県木材市場協同組合

理事長 吉 岡 實

定例市日 毎週木曜日

〒283-0823 千葉県東金市山田800

T E L . 0475-55-6161

F A X . 0475-55-6171

<http://www.mokuichi.or.jp/index-kumiai.htm>

## 木曽官材市売協同組合

理事長 野 村 弘

定例市日

原木 萩原事務所 月1回  
坂下事務所 月2回  
国有林土場活用委託 月1回  
製品 月1回

〒399-5604 長野県木曽郡上松町正島町2-45

電 話 0264-52-2480 (代表)

<http://www.kisokan.com>

## 茨城県木材市場協会

〒310-0826 水戸市洪井町50番地  
株式会社 茨城木材相互市場 内  
TEL 029-221-3111  
FAX 029-221-3393

市日 毎月13日

株式会社茨城木材相互市場

代表取締役社長 打越 芳男  
代表取締役専務 大谷 知行〒310-0826 水戸市洪井町五〇  
電 話 ○二九―二二―三三二一代

市日 毎月18日

株式会社ミトモク

代表取締役社長 安藤 裕一

〒310-0851 水戸市千波町一八八四  
電 話 ○二九―二四―一三二一代

市日 毎週木曜日

株式会社東京木材相互市場  
相互 筑波市場代表取締役社長 西村 考広  
市場長 飯島 嘉治  
〒300-2635 つくば市東光台五―三  
電 話 ○二九―八四七―四二一八代

市日 毎週火曜日

株式会社東京第一木材市場  
土 浦 市 場

代表取締役社長 大島 誠

〒300-0873 土浦市荒川沖町南区一―二三  
電 話 ○二九―八四二―九八八一代

市日 毎週金曜日

丸字木材市売株式会社  
下 館 市 場代表取締役社長 押本 雅壽  
市場長 月ノ井 和弥〒304-0005 下妻市大字半谷一―〇〇―三  
電 話 ○二九六―三〇―七〇〇一代

## 関東木材センター協会

会 長 栗 林 一 郎

副会長 内 田 鉄 夫

会 計 本 多 雅 治

監 事 飯 島 義 雄

### 事務局

〒252-0328 相模原市南区麻溝台 1-6-1

株式会社 相模原木材センター内

電 話 042-742-1421

F A X 042-742-4732

## 愛知県木材市場連盟

会 長 西 垣 泰 幸

(株)東海木材相互市場 西 垣 林 業 (株)

三河材流通加工事業(協) (株)東海林材市場

(株)衣浦木材市場 本 州 市 売 (株)

### 愛知県木材市場連盟問屋部会

会 長 桃 井 成 人

事務局 〒467-0855

名古屋市瑞穂区桃園町 3-23

西垣林業(株)名古屋本社内

T E L 052-811-7131

F A X 052-824-8297

## 全日本木材市場連盟北陸支部

支部長 山 村 達 夫

【加盟木材市場】

株式会社富山合同木材市場 (076-452-1155)

株式会社高岡木材市場 (0766-52-2131)

富山県森林組合連合会 (076-434-1750)

福井県嶺北木材林産協同組合 (0776-53-0221)

福井県木材市売協同組合 (0776-41-3730)

福井県森林組合連合会 (0776-38-0345)

## 徳島県木材市場連盟

会 長 岡 田 育 大

〒770-8001

徳島市津田海岸町 4 番31号

株式会社ゲンボク内

丸 幸 産 業 (株) 088-663-2303

(株)徳島中央木材市場 088-662-5210

大 一 木 材 (株) 088-664-6333

(株) ゲ ン ボ ク 088-663-2275

## 三重県木材市売連盟

会 長 山 際 茂 樹

副会長 辻 本 林 義

【加盟木材市場】

鈴 鹿 木 材 (株) 伊 山 市 売 木 材 (株)

マルタピア協業組合 (有)美杉木材市場

ウッドピア市売(協) 松阪地区木材(協)

中 川 林 業 (株) 松 阪 木 材 (株)

(有)丸天木材市場 尾鷲木材市場(協)

熊野原木市場(協)

事務局 〒510-0264 鈴鹿市徳居町46-2

鈴鹿木材株式会社内

TEL 059-372-2808 FAX 059-372-2765

## (一社)全日本木材市場連盟

(事務局)

専務理事 小 合 信 也

事務局長 立 花 登

<http://www.zennichiren.com/zennichi22@gmail.com>

電子メール利用推進中ですので  
ご協力お願いいたします。

## 愛媛県木材市場連盟

会 長 梶 原 重 雄

〒798-1124 宇和島市三間町増田389

大木坑木有限会社宇和島出張所内

大木坑木(有)宇和島出張所 (0895) 58-3033

(株)宇和原木市場 (0894) 62-2851

(株)久万木材市場 (0892) 21-1175

(株)日吉原木市場 (0895) 44-2822

## 香川県木材市場連盟

会 長 樋 口 高 良

副会長 加 藤 浩 一

〒760-0055

高松市観光通 2-10-15

(株)太洋木材市場内

(株)太洋木材市場 TEL(087)833-2311

FAX(087)831-3040

ナイス(株)香川営業所 TEL(0875)25-3099

FAX(0875)24-1336

## 秋田中央木材市場株式会社

代表取締役社長 工 藤 茂 丸

〒010-0941

秋田市川尻町字大川反232-7

TEL 018-863-2121

FAX 018-863-2120

## 市日 第1・第3水曜日 株式会社 仙台木材市場

代表取締役社長 守 屋 長 光

〒983-0036

仙台市宮城野区苦竹 2 丁目 7 番30号

TEL 022-232-1101

FAX 022-232-1107

<http://www.s-itiba.com/>

## 青森県森林整備事業協同組合

青森原木市場

理事長 前 田 武 廣

〒030-0955

青森市大字駒込字桐ノ沢129-1

TEL 017-743-5411

FAX 017-743-5410

愛知県木材市場連盟  
問 屋 部 会

部会長 桃 井 成 人

〒480-0121  
丹羽郡大口町河北 2-2  
服部産業(株)内  
TEL 0587-95-5122市日 毎週水曜日  
松阪木材株式会社

取締役社長 村 林 稔

〒515-0088  
三重県松阪市木の郷町21  
TEL 0598-20-2323  
FAX 0598-20-1082全日本木材市場連盟  
中 国 支 部

支部長 山 下 薫

〔加盟木材市場〕

石谷林業(株)智頭支店 0858-75-0635  
倉吉木材市場 0858-26-0251  
(株)米子木材市場 0859-27-0721  
(株)出雲木材市場 0853-21-1855  
(株)益田木材市場 0856-22-0697  
(株)福山中央木材市場 0849-63-1001  
岡山県森林組合連合会 086-222-7671  
(株)勝山木材市場 0867-44-2600  
(株)津山木材市場 0868-22-6246  
(株)津山綜合木材市場 0868-28-7777  
(株)岡山木材相互市場 086-296-0306  
(株)岡山木材市場 086-272-2178  
真庭木材市売(株) 0867-42-0602

事務局 真庭木材市売(株)内  
〒719-3203 岡山県真庭市富尾 1  
TEL 0867-42-0602  
FAX 0867-42-2600

売 り や す く

買 い や す い

銘木市場

## 岐阜県銘木協同組合

理事長 吉 田 芳 治

岐阜市茶屋新田 3 丁目90番地  
tel 058-279-0788 fax 058-279-2156  
URL <http://www.ccom.or.jp/meiboku>  
E-mail meiboku@ccom.or.jp

毎市のご協力・感謝申し上げます

株式 九州木材市場  
会 社

取締役会長 田 中 正 史

取締役社長 田 中 昇 吾

取締役副社長 田 中 史 郎

定例市日 8 日 23日

〒877-1231  
大分県日田市大字三和2726-10  
TEL 0973-24-3625  
FAX 0973-24-3626

## (協)高知県木材市場連盟

高知県林材株式会社

株式会社ゲンボク市場

事務局 株式会社ゲンボク市場内

〒781-5101  
高知市布師田字金山3936-1  
TEL 088-845-1790  
FAX 088-845-1793

## 九州木材市場連合会

「熊本地震」の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

会 長 佐 藤 耕 三

肥後木材(株)

副会長 林 雅 文

(株)伊万里木材市場

副会長 五十嵐 可 久

都城地区製材業協同組合

事務局 肥後木材株式会社内

〒861-8012 熊本市東区平山町  
2986番11号

TEL 096-389-0022

FAX 096-389-8911

## 林業・木材産業の発展を支えます！

昭和38年創立以来、林業・木材産業事業者の方々に必要な事業資金の債務保証を行っています。

(対象業種) 造林・育林 素材生産 木材卸売 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのご生産

●「ウッド・サポート5000」では、システム販売など協定等を締結して木材の安定供給に取り組んでいる方の運転資金を無担保で保証します。

●平成28年4月より、素材生産の事業拡大等に必要な運転資金を無担保で保証する「ログ・プロダクツ3000」を開始しました。

●この他にも各種メニューがございますので、お気軽にお問合せください。

## 独立行政法人 農林漁業信用基金

〒101-8506 東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番12号 (コービル11階) TEL:03(3294)5585~5586 FAX:03(3294)5595 URL:<http://www.jafflc.go.jp>

## 雑 記 帳

「ヨーロッパナラ (Quercus robur)」という木がある。業界の方々の中には、家具、フローリング及びウイスキー樽等でお馴染みの方もおられる。西ヨーロッパの落葉広葉樹林の優占樹種、「古代ケルトの樹」の一つで、神聖で、「あらゆる木の王」として知られる。森の樹は、ケルト神話では、霊的な力があると信じられ、神聖なものとなされている。ヨーロッパナラは、知恵、忍耐、強さ、勇敢さを象徴し、花言葉(？)は、欲待、愛国心、長寿等とのこと。

清教徒革命中に、後のイングリッド・スコットランド王となる「チャールズ2世」が議会の軍から逃亡する際に隠れた樹であり、ロビンフッドが敵から身を隠したのも、この樹。偉大な歴史・文化・産業・経済を誇る連合王国を象徴し、代表する樹と言えよう。

しかしながら、イギリス国内のヨーロッパナラは、製鉄産業の燃料、英国海軍の戦艦の部材、醸造用の樽材等として伐採され、急速に消滅してしまった。ヨーロッパナラが、いくらか偉大な樹であっても、単一樹種の純林ではなく、他の多くの樹種と混交して、森林生態系を構成しているもの。偉大な連合王国についても、知恵、忍耐及び欲待の心等により、消滅することのないよう期待したい。